

「地域医療連携ネットワーク・くまもとクロスネットシステム」

運用管理規程

～目次～

第1章 総則

- 第1条（目的）
- 第2条（適用）

第2章 管理組織

- 第3条（管理者）
- 第4条（管理者の責務）
- 第5条（システム管理者）
- 第6条（事務局）

第3章 「くまもとクロスネットシステム」の参加機関

- 第7条（参加機関管理責任者）
- 第8条（参加機関管理責任者の責務）

第4章 「くまもとクロスネットシステム」の利用

- 第9条（利用施設）
- 第10条（接続機器）
- 第11条（利用者）
- 第12条（利用権の設定）
- 第13条（利用者の責務）

第5章 「くまもとクロスネットシステム」の運用

- 第14条（個人情報保護法の遵守）
- 第15条（患者の同意）
- 第16条（データの研究利用）
- 第17条（データの運用）
- 第18条（運用の停止）
- 第19条（ユーザID・パスワードの失効）

第6章 細則

- 第20条（細則）

「地域医療連携ネットワーク・くまもとクロスネットシステム」運用管理規程

第1章 総則

第1条（目的）

「地域医療連携ネットワーク・くまもとクロスネットシステム」運用管理規程（以下「本規程」という）は、熊本赤十字病院と「くまもとクロスネットシステム」参加機関が関連する患者の、熊本赤十字病院診療情報の参加機関からの閲覧、並びにこれに接続する機器及び周辺装置（以下「本システム」という）の運用及び管理に関し必要な事項を定め、本システムの適正な運用並びにデータの漏洩や改ざん、破壊等を防止するための適正な管理を図ることを目的とする。

第2条（適用）

本規程は、「くまもとクロスネットシステム」に接続されたネットワーク機器及びこれらを利用した診療情報閲覧システムに適用する。

2 参加医療機関は、診療情報閲覧システムを利用することができる。

第2章 管理組織

第3条（管理者）

熊本赤十字病院は、「くまもとクロスネットシステム」の適正な運用や管理を行うため、「くまもとクロスネットシステム」運用管理者（以下「管理者」という）を置くこととし、熊本赤十字病院長が指名する職員が務める。

第4条（管理者の責務）

管理者は、「くまもとクロスネットシステム」の運用及び機密保持、情報管理について責任を負うものとする。

- 2 管理者は、「くまもとクロスネットシステム」の安全かつ適正な運用管理を図るため、「くまもとクロスネットシステム」の利用者を制限または禁止することができる。
- 3 管理者は、前項の措置を行うにあたっては、熊本赤十字病院の医療機能連携推進委員会の意見を聞くものとする。ただし、緊急を要する場合等、医療機能連携推進委員会に諮ることができない場合は、事後において報告するものとする。

第5条（システム管理者）

「くまもとクロスネットシステム」の適正なシステム保守及び管理を行うため、システム管理者を置く。

- 2 システム管理者は、熊本赤十字病院企画開発課長が務めるものとする。
- 3 「くまもとクロスネットシステム」の保守は、システム管理者の指示のもと、ネットワークの監視、定期的なデータバックアップ等の業務を行う。
- 4 熊本赤十字病院と参加機関の共有財産にかかる維持経費については、原則として熊本赤十字病院が負担する。

第6条（事務局）

「くまもとクロスネットシステム」には事務局を置くこととし、事務局は熊本赤十字病院地域医療推進課とする。

- 事務局は、「くまもとクロスネットシステム」参加機関の申請受付、問い合わせ、問題発生時の窓口となる。

第3章 「くまもとクロスネットシステム」の参加機関

第7条（参加機関管理責任者）

「くまもとクロスネットシステム」の参加機関は、「くまもとクロスネットシステム」の利用に関して管理責任者を置くものとする。

- 管理責任者は、その参加機関の代表が務める。
- 参加機関の管理責任者が決定した場合は、速やかに事務局に報告しなければならない。

第8条（参加機関管理責任者の責務）

管理責任者は、「くまもとクロスネットシステム」の安全かつ適正な利用を図り、データの保護が確保される運用を推進しなければならない。

- 管理責任者は、「くまもとクロスネットシステム」に異常を認めた場合は、直ちに「くまもとクロスネットシステム」事務局に報告しなければならない。

第4章 「くまもとクロスネットシステム」の利用

第9条（利用施設）

「くまもとクロスネットシステム」の利用については、管理者が利用を認めた施設に限られる。

第10条（接続機器）

参加機関は、指定するVPNクライアントソフトウェア等を用い、本システムが利用するネットワークをIPSecVPNによりトンネリングするとともに、配布されるSSL 証明書を接続機器にインストールすることでSSLを用いて本システムに接続しなければならない。接続機器については、管理者が許可した機器に限る。

- 接続する機器については、ウイルス対策ソフトウェアをインストールした機器に限るものとする。なお、ウイルス定義ファイルについては、管理責任者の責任において常に最新化を行なうものとする。
- WindowsXPなどOSサポートが切れた機器の接続を禁止とする。

第11条（利用者）

管理責任者は、下項に規定する利用者以外の者に「くまもとクロスネットシステム」を利用させてはならない。

- 2 「くまもとクロスネットシステム」を利用できる者（以下「利用者」という）は、第12条の「くまもとクロスネットシステム」利用施設の関係者であり、かつ管理責任者が認めた者に限られる。なお、取り扱うデータが診療情報であることから、医師以外の者については、「利用者申請書及び誓約書」における管理責任者の署名を要することとする。

第12条（利用権の設定）

「くまもとクロスネットシステム」の利用に際しては、事務局が、利用者毎にその申請に基づき、専用の利用者識別番号（以下「ユーザID」という）を付与し、利用権の管理を行う。

- 2 管理責任者は、本システム利用者のユーザID・暗証番号（以下「パスワード」という）を申請しなければならない。その場合、その監督責任ならびに責務は、管理責任者がこれを負う。
- 3 利用者は、ユーザIDに係るパスワードについて、第三者に知られないように厳重に管理するとともに、必要に応じて暗証番号を変更する等の措置を講じなければならない。
- 4 参加機関は、利用者が正当なユーザID・パスワードの管理を行わないために生じた事故や障害に対して責任を負う。
- 5 利用者が異動、退職等、「くまもとクロスネットシステム」使用が不要になるか、その資格を失った場合、速やかに事務局に届出をおこない、利用権を抹消しなければならない。

第13条（利用者の責務）

利用者は、「くまもとクロスネットシステム」の安全かつ適正な利用に努め、データの安全性が確保されるよう利用しなければならない。

- 2 利用者は、第14条に従い、個人情報保護法の遵守に努めなくてはならない。
- 3 利用者は、「くまもとクロスネットシステム」の利用について、本規程及び細則並びに管理者の指示に従わなければならない。
- 4 利用者は、いつ、だれが、どの患者の医療情報を閲覧したかの利用記録は本システム上に記録され、管理者により閲覧されうることを予め承するものとする。

第5章 「くまもとクロスネットシステム」の運用

第14条（個人情報保護法の遵守）

参加機関は、本システムの利用にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及びその関連法規を遵守するものとする。なお、個人情報保護法の適用範囲は、参加医療機関が閲覧可能なシステムに個人データが保存された時点で、個人情報保護法の対象となる。

第15条（患者の同意）

参加機関は、「くまもとクロスネットシステム」の患者データを閲覧する場合には、患者に説明した上で定められた文書による同意を得なければならない。

- 2 情報を閲覧するにあたり、該当患者が熊本赤十字病院に入院中であり、参加機関で同意を得ることが困難な場合、患者説明及び同意取得を事務局に依頼することができる。但し、転院予定の患者については、転院受入が確定した参加機関に限ることとする。
- 3 閲覧される患者データが未成年のものであった場合、原則として、代理者記載欄に親権者の署名を必要とする。
- 4 判断能力に疑義のある成人の患者については、代理記載欄に成年後見人、または現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者の署名を必要とする。
- 5 判断能力に疑義なく、手指の障害及び障害等により自筆が困難な場合、家族等以外の者に代理記載を依頼することができる。その場合、患者本人が承諾した旨の記載を必須とし、同意の証明として患者本人の捺印を原則とする。

第 16 条（データの研究利用）

利用者は、地域連携等の医療の向上のために診療情報を利用する場合には、管理者に申請し、許可を得なければならない。

- 2 管理者は、前項の申請に対し、データの利用を許可するにあたっては、熊本赤十字病院医療機能連携推進委員会の意見を聴くものとする。

第 17 条（データの運用）

「くまもとクロスネットシステム」のデータは、熊本赤十字病院医療機能連携推進委員会が了承している範囲内のサーバ上で利用することを原則とする。

- 2 データはサーバに保存された時点から 180 日間アクセスがないとき、自動的に削除する。
- 3 参加機関は、180 日間アクセスがなく、削除されたデータを再度閲覧しようとするとき、事務局に連絡を行い、再閲覧の申請をすることができる。

第 18 条（運用の停止）

管理者は、次の各号に掲げる場合、機器等の運用の一部又は全部について、その利用を停止又は制限することができる。

- 一 「くまもとクロスネットシステム」に障害が発生した場合
- 二 機器等の増設又は交換を行う場合
- 三 データの滅失及び毀損からの復旧を行う場合
- 四 保守メンテナンス等のためにサーバの再起動を行う場合
- 五 データのバックアップ等「くまもとクロスネットシステム」の管理上の理由から必要と認められる場合
- 六 大規模災害が発生した場合

第19条（ユーザID・パスワードの失効）

禁止行為、個人情報保護法に違反する行為が認められた場合、その他管理者が必要と認めた場合、情報漏洩の有無にかかわらず、システム管理者は、ユーザID・パスワードを失効させることができる。

第6章 細則

第20条（細則）

本規程の運用に必要な事項について別に細則を定める。

附則

本規程は、平成27年5月1日から施行する。

「くまもとクロスネットシステム」運用管理規程細則

第1条（診療情報の閲覧対象患者）

診療情報の閲覧は、「くまもとクロスネットシステム」に参加する医療機関に係る患者のみを対象とし、参加機関からの申請に基づき閲覧設定を行う。なお、関係する患者とは、参加機関から熊本赤十字病院に紹介のあった患者、熊本赤十字病院から参加機関に紹介を行った患者ならびに参加機関をかかりつけとする熊本赤十字病院に受診歴のある患者である。

第2条（診療情報の参加機関での閲覧内容）

患者の同意を得た上で、診療情報の閲覧設定を行う。診療情報については、処方、注射、検査結果、退院サマリ、経過表、患者プロフィールの閲覧設定を行うが、必要に応じて範囲を拡大するものとする。

第3条（患者の同意）

参加医療機関は、診療情報の閲覧について、定められた用紙に従い患者に説明を行い、同意を得なければならない。事務局である熊本赤十字病院 地域医療推進課はそれを確認したうえで診療情報の閲覧設定を行う。

第4条（診療情報及び各種データの取り扱い）

参加医療機関は、情報漏えいを防ぐため、診療情報及び各種データについては、閲覧のみに利用することとし、利用端末上のデータ保管やプリントアウトは行わないものとする。

患者本人が熊本赤十字病院の診療データの紙印刷を希望する場合には、熊本赤十字病院に依頼するよう説明を行う。